



令和5年6月29日

各位

会社名 株式会社 北弘電社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 龍夫  
(コード：1734、札証)  
問合せ先 管理統括室 経理部長 関谷 繁淑  
(TEL 011-640-2231)

### 債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出し、令和5年3月期において債務超過となったことから、本日の証券会員制法人札幌証券取引所の発表のとおり、株券上場廃止基準第2条第1項第5号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

#### 2. 債務超過に至った経緯

当社は、創業110年、設立70年の老舗企業として、お客様をはじめとして、地域の皆様、パートナー企業様、株主様に支えられながら創業以来110年以上に亘り、「人」と「信頼」が何よりも大切である」という揺るぎない信念と高い技術力、優れた品質への誇りを持ち、北海道を中心に歩んでまいりました。

令和3年3月23日に公表いたしました「デンマーク製 小形風力発電機「SWP 19.8-14TV20」の取扱い終了に関するお知らせ」のとおり、メーカーに起因する本製品の品質・安全性の確保に関する重要な問題が発生し、本製品の輸入販売、建設工事、保守点検の取扱いを終了することを決定いたしました。これにより、当社が販売・施工した本製品で発電事業を運営されていた発電事業者様に対する補償費用ならびに取扱い終了に係る撤去費用等として2,256百万円を令和3年3月期に特別損失を計上いたしました。

さらに、高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事において、長雨による天候不順ならびに軟弱地盤や岩や石などの地中の障害物への対応などによる土木工事の大幅な工事遅延や工事コストの増加により、前事業年度まで2期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことに加え、当事業年度においても営業損失2,059百万円、経常損失2,064百万円、当期純損失2,881百万円を計上し、令和5年3月期末時点において2,639百万円の債務超過に陥っております。

#### 3. 猶予期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

#### 4. 今後の見通し

近日中に公表予定の「債務超過解消に向けた計画について」に詳細を記載する予定でありますが、収益改善にむけた施策の実施と関係者との資本関係の増強の可能性を検討していくことにより、令和6年3月期末での債務超過解消を目指してまいります。

以上